

にすることのほか、上司が直接専門家に相談することがよいような場合も考えられる。

- また、この介入の端緒としては、上司・同僚による気付きのほか家族による気付きも重要である。この介入のための仕組みとして、事業場側の相談窓口を明確にし、家族が気付いたとき、その窓口で相談して上記（イ）の面接指導に繋がれるようにすることが考えられる。このほか、プライバシーの保護等に配慮して、家族が所属事業場に知られることなく相談できるようにメンタルヘルスに関する外部の医療機関を含む専門機関と契約するといった方法も考えられる。また、家族が適切に対応できるように、家族に対するメンタルヘルスに関するアドバイス、情報提供等の支援を行うことも重要である。
- メンタルヘルスについて利用できる事業場外の機関には、産業保健推進センターや地域産業保健センター、精神保健福祉センターなど公的機関から外部の医療機関やメンタルヘルスサービスを提供する民間機関（Employee Assistance Program：EAP）まで様々な機関があり、事業場が抱える問題、事業者が求めるサービスに応じた機関の活用が重要である。利用に当たっては、事業場外機関が提供するサービスが事業場にとって実効あるものとなるよう事業場内のメンタルヘルスを担当する者を配置する等により事業場外の機関と円滑な連携を図るなど留意が必要である。

（ウ）労使による自主的な取組

- さらに、過重労働対策、メンタルヘルス対策とも、労働者自身の意識、個人の要因に関わる部分も少なくなく、対策を事業場において効果的に実施するためには、労働者の意見が反映されるよう労使、産業医、衛生管理者等で構成される衛生委員会等の場を活用することが重要である。衛生委員会の設置義務のない小規模事業場においても、これら対策の実施に係る検討を行うにあたり、労働者の意見が反映されるようにすることが必要である。

（エ）産業医の役割

- 過重労働対策及びメンタルヘルス対策については、医学的知識を基礎とした健康管理がこれらの対策の軸となるものであり、産業医等の医師の積極的な関与が重要である。特に、メンタルヘルス対策については、事業場外の機関を利用している場合はその機関を含めたネットワークを作り、産業医に関連情報が集まるようにし、産業医が指導的に取り組む体制が不可欠である。

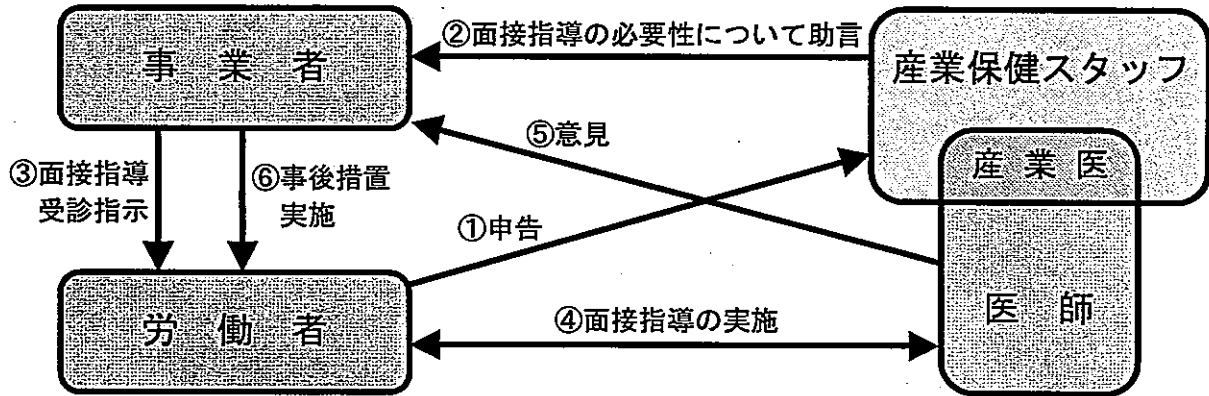
- 産業医にはその責務について認識し、積極的に取り組むことが求められ、他方、事業場には産業医がその職務を適切に遂行できるような体制や環境を整えることが求められる。

各事業場において策定する基準に基づく面接指導の実施イメージ

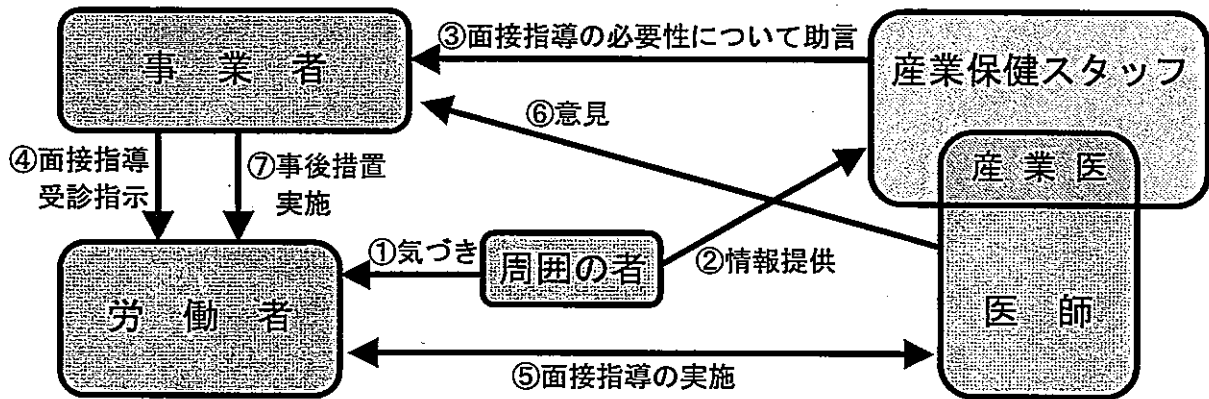
【法令上は事業者に対する努力義務を想定】

※各事業場で面接指導を行う基準を定め、実施するに当たっての実施方法例を示したもの（以下はあくまでも例示であり、実際の方法は個々の事業場で定めることを想定）。

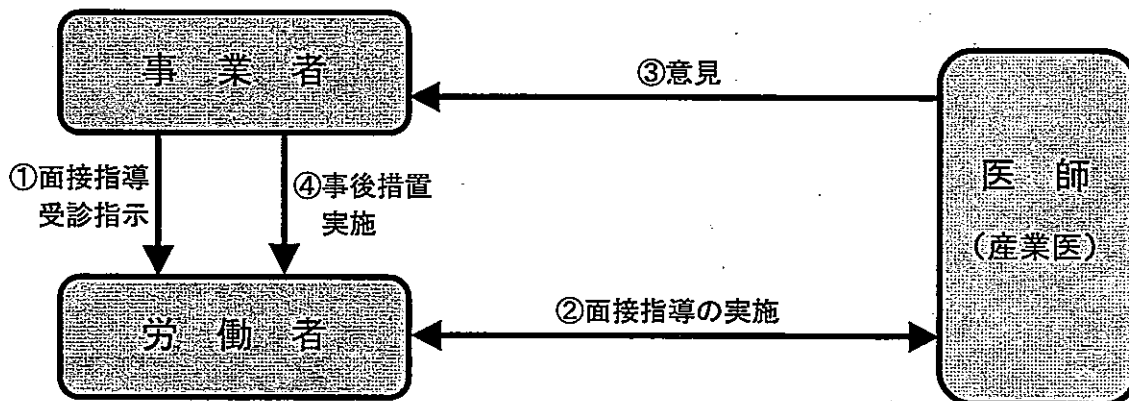
○自ら健康に不安を感じて申し出た場合



○周囲の者が健康の異常を認めて申し出た場合



○その他（客観的な基準に基づく場合等）



各事業場において策定する面接指導対象者の基準の例

① 自ら健康に不安を感じて申し出た場合

- 月〇〇時間を超える時間外労働を行い、かつ、自ら申し出た場合

② 周囲の者が健康の異常を認めて申し出た場合

- 月〇〇時間を超える時間外労働を行い、かつ、周囲の者が申し出た場合

③ その他（客観的な基準に基づく場合等）

- 高血圧症、高脂血症、又は糖尿病の基礎疾患を有し、かつ、月〇〇時間を超える時間外労働を行った場合
- 50歳以上の者で、月〇〇時間を超える時間外労働を行った場合

※上記はあくまでも一例であり、実際の基準は個々の事業場で定めることを想定している。

事業場における労働者の心の健康の保持増進のための指針(仮称)

のイメージ (骨子)

【労働安全衛生法第70条の2に基づく指針として位置づけることを想定】

1 メンタルヘルス対策の基本的考え方

- ・事業場におけるメンタルヘルス対策の重要性
- ・心の健康問題の特性、プライバシーへの配慮等への留意

2 心の健康づくり計画の策定

- ・事業場における体制整備
- ・事業場における問題点の把握及び対策の実施
- ・人材の確保及び事業場外資源の活用

3 メンタルヘルスケアの具体的進め方

(1) セルフケア

- ・労働者への教育、情報提供
- ・労働者によるセルフチェックの実施等 等

(2) ラインによるケア

- ・職場環境等の改善
- ・労働者に対する相談対応
- ・管理監督者への教育、情報提供
- ・管理監督者の活動に対する支援 等

(3) 事業場内産業保健スタッフ等によるケア

- ・職場環境等の改善
- ・保健指導、健康相談等労働者に対する相談対応
- ・事業場外資源とのネットワークの形成、維持
- ・事業場内産業保健スタッフ等への教育、情報提供 等

(4) 事業場外資源によるケア

- ・相談窓口としての外部EAPの活用 等

4 メンタルヘルス不調等への具体的対応の進め方

(1) メンタルヘルス不調への気づきと対処

- ・ 本人、周囲の者、家族による気づきの促進（教育、情報提供等）
- ・ 相談窓口の設定
- ・ 労働者の状況、不調の程度等に応じた面接指導、相談対応等による対処（重篤な場合の専門医への受診勧奨等）
- ・ 業務内容や業務量の変更、就業制限、休業等の措置

(2) 職場復帰への支援

- ・ 休業中の管理監督者、産業保健スタッフ等による連絡
- ・ 主治医による職場復帰可能の判断
- ・ 産業医等による主治医からの意見聴取
- ・ 労働者の状態等の評価
- ・ 事業者による職場復帰の可否の判断

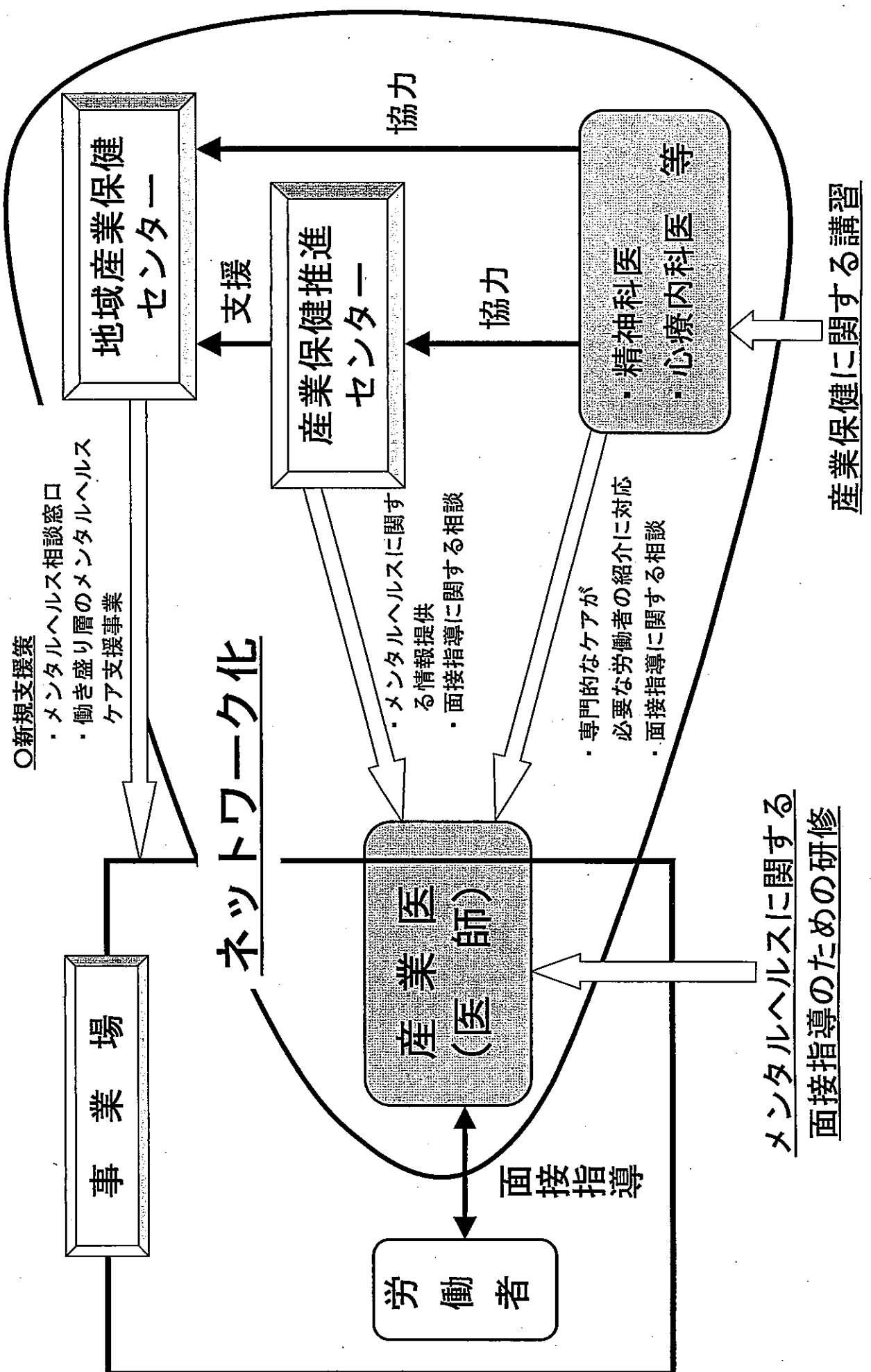
(3) 専門機関によるサポート

- ・ 精神科医、心療内科医等からの情報提供、助言
- ・ 事業場の必要に応じたEAPの活用
- ・ 産業医等と外部の専門機関とのネットワークに関する産業保健推進センター、地域産業保健センターによる支援
- ・ 保健所、精神保健福祉センターによる支援

5 個人のプライバシー等への配慮の具体的進め方

- ・ 面接指導時、相談窓口における配慮（知られたくない者への配慮）
- ・ 産業医、相談窓口担当者から事業者や人事労務部門等に情報提供する場合の配慮（提供する情報の絞り込み、提供する者の絞り込み等）
- ・ 職場復帰時における配慮（復帰する職場の労働者への配慮等）
- ・ 労働者に対するプライバシー保護に関する意識啓発

事業場（産業医等）に対する支援体制の概要（試案） （メンタルヘルス関係）



産業医の職務等について

職務内容	産業医の役割(例)	連携する専門職と役割(例)
【健康診断の実施、結果に基づく措置】	<ul style="list-style-type: none"> ・検査結果を踏まえた診断 ・労働者の健康上の相談・指導 ・事後措置に係る助言・勧告等 	保健師、衛生管理者、健診機関等 (健康診断の実施、保健指導の実施、記録結果の管理等)
【作業環境の維持管理】 有害物質等に関する設備の管理、作業環境測定の実施、結果の評価及び事後措置	(必要に応じて医学的な助言・指導)	衛生管理者、作業環境測定士、作業環境測定機関等 (作業環境調査、設備の管理、作業環境測定の実施、測定結果の評価等)
【作業の管理】 有害業務における作業の適正化、防護具の適正使用、作業時間等の適正化及び作業姿勢の改善	(必要に応じて医学的な助言・指導)	衛生管理者等 (作業条件、施設等の衛生上の改善、防護具、救急用具等の点検および整備等)
【労働者の健康管理】 健康管理計画の企画・立案に参画、化学物質等の有害性の調査及びその結果に基づく措置	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理計画の企画・立案にあたっての医学的な助言・指導 ・有害性の調査結果に基づく医学的な助言・指導 ・健康測定の実施、結果に基づく指導 	保健師、衛生管理者等 (健康管理計画の作成および実施、化学物質等の有害性調査の実施等)
【健康教育・相談、健康の保持増進措置】 労働者の健康教育・相談、労働者が自ら行う健康増進活動の援助、体育活動等	(必要に応じて医学的な助言・指導)	保健師、衛生管理者、ヘルスケアトレーナー等 (健康相談、健康教育、体育活動等の実施)
【衛生教育】	(必要に応じて医学的な助言・指導)	衛生管理者等 (衛生教育の実施)
【健康障害の調査及び再発防止のための措置】	(必要に応じて医学的な助言・指導)	衛生管理者等 (健康障害の発見、労働者の健康や疾病、欠勤、移動に関する統計の作成)

※その他産業医の職務として、職場巡視の実施、衛生委員会への参加、衛生管理者の指導、事業者に対する勧告がある。

【想定される産業医の新たな職務(例)】

① 過重労働による健康障害防止対策

- ・面接指導の実施(脳・心血管障害リスクの把握等)、事後措置に係る助言・勧告等

② メンタルヘルス対策

- ・面接指導におけるメンタルヘルス面のチェック、職場における要因に関する対策
- ・精神科医等の専門家に対する相談、紹介等

(注) 衛生管理者は、衛生管理に係る技術的事項を担当することとなっている。